



海外移住と日本の相続税について

第260回

久保さん：こんにちは、みらい先生、ご無沙汰しております。

みらい：こんにちは、久保さん。お久しぶりです。マレーシアに赴任されてから、結構経ちましたね。

久保さん：先日 Employment Pass を更新したところから赴任してから2年が経ちました。仕事関係のコンネクションや友達も沢山できました。

みらい：それは良かったですね、マレーシアのMM2H (Malaysia My Second Home) プログラムを利用して多くの日本人が日本からマレーシアに移住していますし、物価が安く住みやすいマレーシアで海外就職する方もいると聞いています。

久保さん：私の住んでいるコンドミニアムにもMM2Hを利用して移住されている方が何人かいますね。移住生活10年を超えて、MM2Hビザを更新する方も知っています。先日、その方から「10年間海外に住んでいると、財産に日本の相続税がかからなくなる」という話を聞いたのですが、詳しく教えていただけますか？

みらい：わかりました。財産を相続する場合、日本では一定額を超えると相続税がかかります。東南アジア諸国連合 (ASEAN) 各国においては、タイ、ベトナムなどは相続税がありますが、マレーシアには現状相続税の制度がありません。国を跨いでそれぞれの国に財産を持っている場合には、両方の国の法律を見ていかないとはいけません。

久保さん：なるほど。日本の相続税は、海外の財産にはかからないということですか？

みらい：そうではありません。日本の相続税が課税されるかどうかの判定は、まず「被相続人＝亡くなった人」と「相続人＝亡くなった人から財産をもらう人」がそれぞれ日本に住所があったかどうかをまず考えます。過去10年以内に被相続人と相続人が日本に住んで

いなければ、海外の財産については日本の相続税はかかりません。

久保さん：そうすると、私のような駐在員は駐在期間が大体3～5年なので、再び他の国へ駐在しない限りは、海外の財産にも日本の相続税がかかるということですね。

みらい：先ほど話に出たMM2Hのビザを更新して、10年を超えて居住しているケースでは、配偶者や子どもなどの相続人も過去10年以内に日本に住所がなければ、海外の財産については日本の相続税がかからないということです。

久保さん：10年とは結構長いですね。

みらい：そうなのです。平成27年度の税制改正により、日本の税務当局は海外資産への課税強化を進めました。その中の1つが非居住者への相続税の課税財産の見直しです。この改正により、先ほどの要件が「5年」が「10年」になりました。

久保さん：よくわかりました。私も定年後にMM2Hを利用して移住することも考えています。その際は相続税の対策について相談に乗ってくださいね。

みらい：私でよければ、いつでも相談に乗りますから、また連絡下さい。

久保さん：本日はどうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：<http://www.miraic.jp/>